

群馬県立県民健康科学大学大学院研究科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学大学院学則第7条第2項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学大学院研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科教授会は、研究科に所属する教授で構成する。

(会議の招集)

第3条 研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、研究科教授会において互選された教授がその職務を代理する。

3 議長は、研究科教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、研究科委員会を招集しなければならない。

(会議の定足数)

第4条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席により開催する。

(議決)

第5条 研究科教授会の議事は、他に特別の規定がない場合には、出席する構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めた場合は、研究科教授会構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合

(2) 群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第14条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項について審議し、又は権限を行おうとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な進行を著しい支障が生じると認められるものと研究科教授会が決定した場合

2 議長は、前項ただし書の規定により、会議を公開しないときは、その理由を明らかにしなければならない。

(事務)

第8条 研究科教授会の事務は、事務局で処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の議事の手続その他運営上の必要事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。